

〔議案第 33 号 市長からの意見聴取について〕

- 1 (仮称)「寝屋川市いじめ防止基本方針」の策定

寝屋川市いじめ防止基本方針 (素案)

平成28年 月

寝屋川市

目 次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの未然防止	2
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめへの対処	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1	いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	4
(1)	市基本方針の策定	4
(2)	いじめの防止等に取り組む関係機関等との連携	4
(3)	いじめの防止等に取り組む教育委員会の組織の設置	4
(4)	相談体制の充実及び周知	4
(5)	啓発活動の実施	4
2	いじめの防止等のために市立の学校において実施する施策	5
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2)	いじめの防止等に取り組む組織の設置	5
(3)	いじめの未然防止の取組	5
(4)	いじめの早期発見の取組	6
(5)	いじめへの対処	6
3	重大事態への対処	6
(1)	教育委員会又は学校による調査	6
(2)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	9
(3)	重大事態への対処チャート	11
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12

はじめに

寝屋川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日決定。以下「国基本方針」という。）の内容を踏まえ、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や地域・家庭・関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）との連携等一層の取組の強化を図ることを目的として策定するものです。

いじめは、いじめを受けた児童又は生徒（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものです。

本市では、これまで、各学校において「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定するとともに、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する措置を実効的に行うための組織を設置する等、いじめ防止対策の取組を推進してきましたが、今後は、この「市基本方針」に基づき、全ての学校や関係機関等をはじめ、市全体で、より一層いじめの防止等に取り組み、全ての地域社会・教育活動において、児童等の安全・安心を確保し、市全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを進めていきます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

法第2条では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義さ

れています。

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等との何らかの人間関係を指すものです。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、児童等の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、被害を受けた児童等がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていない場合でも、加害行為を行った児童等に対する指導等、適切な対応が必要となります。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうることであり、全ての児童等に関係する問題です。そして、児童等の内面を深く傷つけるものであり、人権に関わる重大な問題です。

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、いじめの加害者、被害者だけでなく、傍観者にあたる児童等に対する指導の充実を図るとともに、豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に取り組みます。

また、いじめは、学校だけの問題ではなく、学校内外を問わず起こりうることであることから、いじめの防止等に向けて、学校・地域・家庭・関係機関等全ての関係者が連携し、市全体で取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、児童等に悪影響を与え

る可能性があります。いじめの未然防止のためには、大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとらなければなりません。

そして、いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、関係者が一体となった継続的な取組を行います。

このため、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等の小さな変化に気付く力を高めなければなりません。

このため、いじめは大人が気付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくいいじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな変化であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努めます。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事実関係を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携を図ります。

このため、教職員は日ごろから、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対

応を可能とするような体制整備を図ります。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

(1) 市基本方針の策定

市は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「市基本方針」として定めます。

「市基本方針」には、いじめの防止等に関する基本的な考え方、いじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組、いじめへの対処、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述します。

(2) いじめの防止等に取り組む関係機関等との連携

いじめの防止等に取り組む関係機関等との連携を図るため、「寝屋川市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、関係機関等との意見及び情報の交換並びに連絡調整を行います。

(3) いじめの防止等に取り組む教育委員会の組織の設置

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として「寝屋川市いじめ問題対策委員会」を置き、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事務を担うものとします。

ア 法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議に関すること。

イ 法第28条第1項の規定による調査に関すること。

(4) 相談体制の充実及び周知

いじめを早期に発見するため、児童等及びその保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の充実を図るとともに、その周知を図ります。

(5) 啓発活動の実施

児童等をいじめから守り、市全体でいじめの防止等に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、啓発活動を実施します。

2 いじめの防止等のために市立の学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校基本方針」として定めます。

「学校基本方針」には、いじめの防止等に関する基本的な考え方、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組、いじめへの対処、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述します。

(2) いじめの防止等に取り組む組織の設置

学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置くものとします。

当該組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担います。

この組織は当該学校の複数の教職員により構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等、専門的な知識を有する者に参加を要請し、いじめの防止等に関するアドバイスや意見・協力を求め、組織的な対応を行います。

また、当該組織は、「学校基本方針」の見直し、学校におけるいじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、PDCAサイクルでの検証を行います。

(3) いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童等にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組に努めます。

また、未然防止の基本として、児童等が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、い

たずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくります。

さらに、教職員の言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) いじめの早期発見の取組

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われる等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、日ごろから児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等が示す変化を見逃さないよう情報収集に努めます。

また、アンケート調査を定期的に行うとともに、教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努めます。

(5) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、一人の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。

また、被害児童等を守り通すとともに、加害児童等には、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組みます。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき。」の「相当の期間」については、「国基本方針」では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とされていますが、日数だけではなく、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応する必要があります。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長及び議会に報告します。

ウ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

(7) 学校が主体となる場合

教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(1) 教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に

は、教育委員会において調査を行います。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

エ 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。

(7) 学校が主体となる場合

学校の下組織が調査を行います。

(4) 教育委員会が主体となる場合

「寝屋川市いじめ問題対策委員会」が調査を行います。

オ 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものです。

(7) いじめを受けた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられます。

この際、いじめを受けた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査を実施します。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等

への指導やその保護者への助言等を行い、いじめ行為をやめさせる必要があります。

また、いじめを受けた児童等に対しては、事情や心情を聴き取り、いじめを受けた児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行います。

(4) いじめを受けた児童等からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

カ 調査結果の提供及び報告

(7) いじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(4) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長及び議会に報告します。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について再調査を行うことができます。

再調査についても、いじめを受けた児童等及びその保護者に

対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

イ 再調査を行う機関の設置

市長の附属機関として「寝屋川市いじめ問題再調査委員会」を置き、再調査を行います。

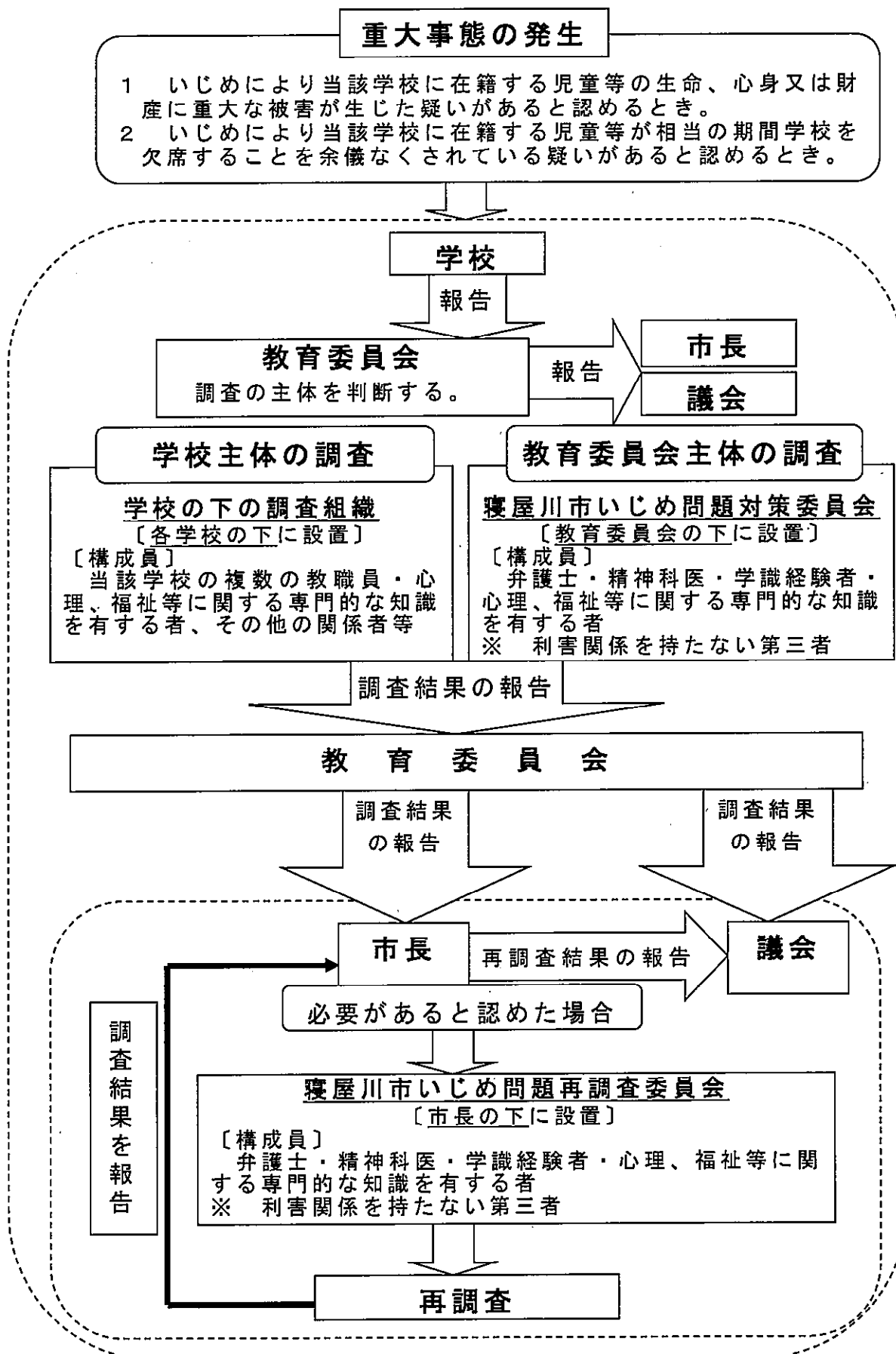
「寝屋川市いじめ問題再調査委員会」は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。

構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とします。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

(3) 重大事態への対処チャート



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、「市基本方針」について、法の施行状況等を勘案して、随時、見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

寝屋川市いじめ防止基本方針（概要版）

寝屋川市は、いじめの防止等について、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や地域・家庭・関係機関等との連携等一層の取組の強化を図ることを目的として「寝屋川市いじめ防止基本方針」を策定し、市全体でいじめのない社会、いじめのない学校づくりを進めていきます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

	内 容
	全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
	いじめが、大人が気付きにくくいじめと判断しにくい形で行われることを認識し、積極的にいじめを認知するよう努める。
	日ごろから、対処の在り方について理解を深め、学校における組織的対応を可能とするような体制整備を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 市及び教育委員会が実施する施策
 - (1) 「市いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 関係機関等との連携（いじめ問題対策連絡協議会の設置）
 - (3) 教育委員会の組織（いじめ問題対策委員会）の設置
 - (4) 相談体制の充実及び周知
 - (5) 啓発活動の実施
- 2 市立学校において実施する施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) いじめの防止等に取り組み組織の設置
 - (3) 未然防止の取組
 - (4) 早期発見の取組
 - (5) 対処

3 重大事態への対処

重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、事案の調査主体やどのような調査組織とするかを判断します。

いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

いじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供並びに市長及び議会への調査結果の報告を行います。

市長が必要と認めるときは、いじめ問題再調査委員会が再調査を行い、調査結果を議会に報告します。

市長及び教育委員会は、再調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
「市いじめ防止基本方針」について、法の施行状況等を勘案し、随時、見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

教育委員会又は学校

市長